

第2回宅地建物取引士に係る法定講習充実検討委員会
議事概要

日時：平成26年8月27日（水）15時～17時

1. 法定講習の概要等について、資料1～4について、事務局より説明。
2. その後、意見交換を実施。
 - ・ 法定講習充実に向けた論点整理と充実の方向性（事務局案）については、各委員、概ね了解。

【委員の主な発言】

（充実の方向性について）

- ・ 講義の緊張感を高めるため、あらかじめテスト用紙を配布し、講義の最後に自己採点をするという方式も有効。
- ・ 講師からの発問形式と自己採点による方式を検討している。

（テキストについて）

- ・ 事業者によってコンプライアンス意識に差がある。どのようにレベルを合わせるのかが大きな課題。
- ・ 取引士のコンプライアンスのほか、会社としてのコンプライアンスを徹底させる方法も必要。
- ・ 社会的責任というのは、宅建士として対外的に信用のアップに打って出るという視点から、積極的な行動規範だという点では踏み込むことになるが、いいことだと思う。
- ・ 「トラブルの未然防止やクレーム処理」のところで、消費者の方のニーズの把握という視点が増えれば、宅建士へのクレーム自体が減ると思うので、ニーズの把握という項目も必要である。
- ・ 講師の立場からも説明しやすいテキストでないと受講生には伝わらない。そのため、講師の方にテキストの編集に関わっていただくことが必要。

（カリキュラムについて）

- ・ 受講者参加型の時間をとっていただいたことは有意義であり、参加したことが残る形のものにしてもらうと有意義な講習になる。

（その他）

- ・ テキスト、カリキュラムについては、各地域団体の実情に合わせて創意工夫をする必要があるが、法定講習である以上、各地域でバラバラというわけにもいかないもので、最低限やるべきもの、地域の実情に加えて濃淡を付けるものと、よく練り上げる必要がある。

3. 以上を踏まえ、第3回の委員会においては「法定講習充実の方向性」を議論することとなった。